

オンライン診療時の医師資格と本人確認について
患者の安全・安心を確保するための提言

定例記者会見

2020年10月7日

公益社団法人 日本医師会

一般的なオンライン利用のリスク

- なりすまし

他人になりすます行為。本人と偽ってあらゆる行為が可能になる。

なりすまし防止 → 確実な本人確認が必要

※ 本人確認が確実に行われなかった結果として、電子マネーサービスを通じて預金口座の不正利用が行われて、大きな問題になっている。

オンライン診療のリスク

- 医師のなりすまし（にせ医者など）

不適切な医療 → 患者の健康被害発生の危険性

➤ 医師資格・本人確認：より厳密に行う必要性あり

- 患者のなりすまし → 薬剤不正入手、健康保険の不正使用など

※ オンライン健康相談においても、なりすましのリスクがあることに留意すべき。

オンライン診療の適切な実施に関する指針

医師－患者間の関係において、診療に当たり、医師が患者から必要な情報の提供を求めたり、患者が医師の治療方針へ合意したりする際には、相互の信頼が必要となる。

このため、日頃より直接の対面診療を重ねている等、オンライン診療は医師と患者に直接的な関係が既に存在する場合に限って利用されることが基本であり、原則として初診は対面診療で行い、その後も同一の医師による対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められる。

※オンライン診療の適切な実施に関する指針「Ⅳ オンライン診療の実施に当たっての基本理念 i 医師－患者関係と守秘義務」より

● 厳密な医師資格・本人確認が必要な状況を想定していない。

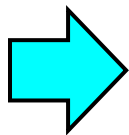
医師の資格・本人確認に係る規定

■「オンライン診療の適切な実施に関する指針」における規定

オンライン診療に特化したシステムと汎用的なサービスとで区分して規定。

	オンライン診療システム	汎用サービス
医師	患者がいつでも医師の本人確認ができるように必要な情報を掲載すること。	医師のなりすまし防止のために、社会通念上、当然に医師本人であると認識できる場合を除き、原則として、 <u>顔写真付きの「身分証明書」</u> （マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等。ただし、マイナンバー、住所、本籍等に係る情報は含まない。以下同じ。）と「 <u>医籍登録年</u> 」を示すこと（ <u>HPKIカードを使用するのが望ましい</u> 。）。

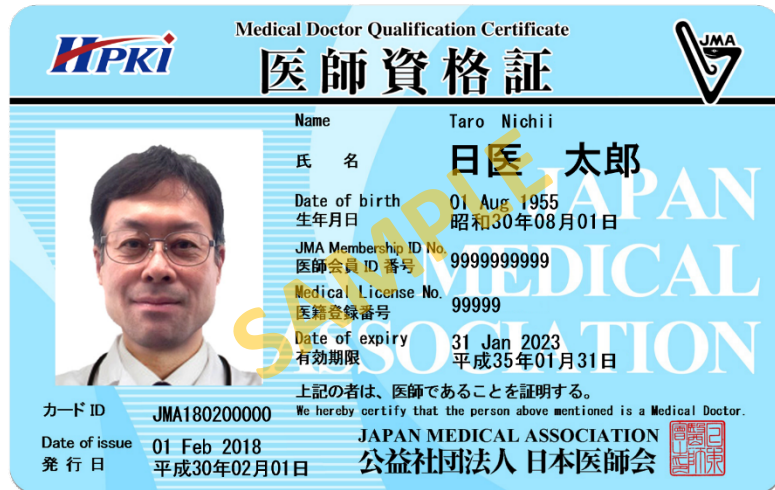
■日本医師会の提言（現時点で実施できること）



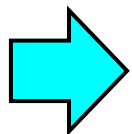
原則、HPKIカード（医師資格証）の画面提示を行うべきである。

HPKI*カード（医師資格証）とは

* 保健医療福祉分野の公開鍵基盤（Healthcare Public Key Infrastructure）



- 顔写真が貼付してあり、カード大で本人の顔と共に画面への提示が容易。
- カード券面には偽造防止用ホログラムが貼付してあり偽造は困難。



HPKIカード（医師資格証）は、医師資格・本人確認に、最も適している。

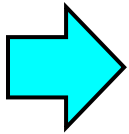
患者の本人確認に係る規定

■「オンライン診療の適切な実施に関する指針」における規定

オンライン診療に特化したシステムと汎用的なサービスとの区分はない。

	オンライン診療システム	汎用サービス
患者	顔写真付きの身分証明書で本人証明を行うこと。顔写真付きの身分証明書を有さない場合は、二種類以上の身分証明書をを用いて本人証明を行うこと。	

■日本医師会の提言（現時点で実施できること）



原則、運転免許証等の顔写真付き証明書の画面提示を行うべきである。

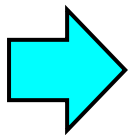
システム事業者に係る規定

■「オンライン診療の適切な実施に関する指針」における規定

オンライン診療に特化したシステムのみ規定。

	オンライン診療システム	汎用サービス
システム事業者	不正アクセスやなりすましを防止するとともに、患者が医師の本人確認を行えるように、 <u>顔写真付きの身分証明書と医籍登録年を常に確認できる機能を備えること</u> （例えば、①不正アクセス等の防止のため、JPKIを活用した認証や端末へのクライアント証明書の導入、ID／パスワードの設定、②不正アクセス等の防止及び患者による医師の本人確認のため、HPKIカード等）。	（※）汎用サービスを提供する事業者に対する記述なし。必要な対策を行う責任は <u>専ら医師に発生する</u> 。

■日本医師会の提言（現時点で実施できること）



指針の「患者が医師の本人確認を行えるように、顔写真付きの身分証明書と医籍登録年を常に確認できる機能を備えること」への遵守を徹底すべきである。

日本医師会の提言（今後）

現時点の画面への確認書類の提示に加えて、今後は電子認証をアナログ確認の補完として併用すべき。そのため段階的に以下のような事項を指針に追加もしくは所要の改定を実施すべきである。

- **申込時の医師資格確認の事業者への義務化**

医師からの利用申し込みを受けた事業者に、医師の資格確認を義務化し、その確認方法も指針上に定め、監査の仕組みも設ける。

- **オンライン資格確認を用いた患者の保険資格確認（令和3年5月から）**

運転免許証等での患者の確認に加えて、令和3年3月から開始される「オンライン資格確認」の「保険証の記号番号を用いて確認する方法」（記号番号による資格確認の開始は令和3年5月目処）を使って、患者の保険資格の確認をすることを医師側への遵守事項とする。

- **HPKIカード、マイナンバーカード（JPKI）でのログインの義務化**

そもそも、HPKIカードは、デジタル空間上で医師の資格と本人の確認、マイナンバーカード（JPKI）は、本人の確認をするための基盤として国が構築しているものであることから、これらをオンライン診療時のログインやサービス登録時の医師資格確認や本人確認に用いることを義務化する。これと併せて、マイナンバーカード（JPKI）だけでなく、HPKIカードを全医師に配布するための財源を含めた措置も実施する。